

第3章 計画の推進体制

1 「男女共同参画施策クロスセクション」による施策の総合的な推進

庁内横断的な組織である「男女共同参画施策クロスセクション」において、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するとともに、実施状況の点検、評価を行います。

2 「男女共同参画推進本部」の活用

全庁的な取組を推進するため、すべての局・区長等で構成する「広島市男女共同参画推進本部」を活用し、各部署が男女共同参画の視点から、総合的、計画的に施策を推進します。

3 「男女共同参画審議会」の活用

市長の諮問機関であり、男女共同参画に関する有識者や公募委員により構成する「広島市男女共同参画審議会」において、男女共同参画の施策の進捗状況などを検証し評価するなど、その機能を一層発揮します。

4 「男女共同参画推進連携会議」の活用

市民や事業者等で構成し、情報や意見の交換などを行う「男女共同参画推進連携会議」を活用し、互いに連携や協力をしながら、職場における男女共同参画の取組を促進するとともに、家庭や地域における男女共同参画の取組を促進します。

5 「男女共同参画拠点施設」における積極的な事業展開

男女共同参画を推進する中核的施設・基盤となる「男女共同参画拠点施設」において、その運営主体となる指定管理者と連携を図りながら、積極的な事業を展開します。

6 職員一人一人による男女共同参画の実践

性別に関わりなく、職員の多様な個性と能力が発揮できる職場環境づくりを進めるとともに、男女共同参画についての理解を深め、その意識を養う研修を通し、職員一人一人が、職場・家庭・地域などにおいて率先垂範して男女共同参画を実践する役割についての自覚を常に持ちながら施策を推進します。

7 国や広島県等の関係機関との連携の強化

国や広島県等の関係機関との一層の連携・協力を進め、情報の共有化や共同での事業実施、事業協力を図ります。

8 市民やNPO、企業等との連携・協働による推進

計画の推進に当たり、絶えず市民やNPO、企業等と緊密な連携を図るとともに、パートナーシップに基づき、それぞれが果たすべき役割を担いながら、協働して男女共同参画を推進します。

9 男女共同参画に関する調査・研究の実施及び情報提供の充実

男女共同参画に関する現状や市民の意識について、定期的の実態を把握し、施策に反映します。
また、市民、事業者の男女共同参画への理解を深め、主体的な取組を支援するため、男女共同参画施策の年次報告の作成・公表やホームページの活用などにより男女共同参画に関する情報提供を行います。